

▶ 原則メールにてご提出ください。(宛先：keiyaku@city.honjo.lg.jp)

▶ 通常、質疑の受付は、公告又は指名通知に記載している質疑受付日の16時まで
としておりますが、メール・窓口・FAXにて提出される場合は、質疑受付日の正午ま
でを提出期限とします。

※電子入札システム以外の方法で質疑が提出された場合、市側で電子入札システム
へ登録する必要があるため、このような対応とさせていただきます。ご承知おきくだ
さい。